

# 物件設置許可申請の手引

- 【1】物件設置許可申請とは
- 【2】申請手続
- 【3】申請が必要な事例集
- 【4】施工写真撮影要領

令和3年4月

那須塩原市上下水道部整備課

## 【1】物件設置許可申請とは

物件設置許可申請とは、下水道法第24条第1項の許可を受けようとするものを行う申請であり、那須塩原市下水道条例第32条に該当する許可申請です。

具体的には、公共下水道を放流先とする開発行為やすでに公共ますが設置されている土地に2つ目の公共ますを設置する場合などが該当します。また、物件設置に掛かる費用はすべて自費になります。

許可を受けた事項の変更をしようとするときは、物件変更許可申請が必要になります。詳しくは、「【3】申請が必要な事例集」を参照してください。

## 【2】申請手続

### 1. 申請書の作成

1) 提出部数 : 2部 (1部は写しでも可)

2) 添付書類

- ① 案内図 : 地図に申請箇所を赤で明記してください。(縮尺 1/10,000程度)
- ② 位置図 : 地図に申請箇所を赤で明記してください。(目印となる施設等を記入)
- ③ 平面図 : 物件の位置、寸法、部材名、境界からの距離などを明記してください。
- ④ 横断図 : 物件の位置、寸法、部材名、境界からの距離などを明記してください。
- ⑤ 縦断図 : 本管を施工する場合は作成してください。
- ⑥ 構造図 : 割込マンホール、副管、公共ますなど必要な図面を作成してください。
- ⑦ 舗装復旧図 : 仮復旧、本復旧の範囲、寸法がわかるように平面図及び断面図を作成してください。舗装構成については道路管理者と協議してください。
- ⑧ 交通規制図・保安施設設置図 :  
車両、歩行者の迂回表示、工事看板、標識、交通誘導員の配置などを記入してください。
- ⑨ 現況写真 : 申請箇所が確認できる写真を数枚添付してください。  
申請に伴う道路の仮復旧、本復旧の範囲、寸法を明記してください。
- ⑩ 土地使用承諾書 :  
他人の土地を利用して公共ますなどの排水施設を設置する場合には必要となりますので事前に確認してください。
- ⑪ 全部事項証明書写し・公図写し :  
物件を設置する土地について添付してください。(土地開発事前協議書を提出しているものは除く。)
- ⑫ 材料承認願 : 本管を設置する場合または特殊な材料を使用する場合は、添付してください。(公共ます設置のみの場合は不要)

※ 道路占用許可申請用として、前記①～⑨及び道路台帳図の写し(市道のみ)を別途提出してください。(市道2部、国県道3部)

※ 事業計画区域外から流入させる場合は、「区域外流入許可申請書」の提出が必要になります。

## 2. 許可書の交付

- 1) 物件設置(変更)許可及び道路占用許可が決定次第、それぞれ許可書を発行します。
- 2) 物件設置(変更)許可及び道路占用許可の条件を遵守するよう工事担当者に周知徹底してください。
- 3) 申請内容に変更が生じる場合は、速やかに協議してください。
- 4) 道路占用申請は、許可決定まで日数を要しますので余裕をもって申請してください。

## 3. 工事の完了検査

- 1) 工事完了後は、物件設置完了届と完成図書を提出し検査を受けてください。検査により手直しを指摘された場合は、速やかに是正方法を協議し手直し工事を実施のうえ再検査を受けてください。

〔完成図書〕

- ・ 物件設置完了届
  - ・ 汚水ます調査報告書(公共ます設置がある場合)
  - ・ 写真(着手前～各工種毎施工状況～完成)
  - ・ 完成図面(計画に対する出来形の数値を赤字で記入)
  - ・ TVカメラ調査報告書と記録媒体(本管設置などの場合)
  - ・ 物件設置にかかった費用がわかる書類(見積書などの写し)
- 2) 物件設置完了届は、舗装本復旧完了後に提出してください。完了検査前に物件の供用を開始したい場合は、部分検査を実施することも可能ですので相談してください。
  - 3) 開発行為の場合は、開発本体の検査時もしくはその前後に実施しますので、事前に完成図書を提出のうえ日時を確認してください。
  - 4) 検査合格後は、物件引渡通知書を提出してください。

### 那須塩原市 上下水道部 整備課

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-37-5921 FAX 0287-37-5115

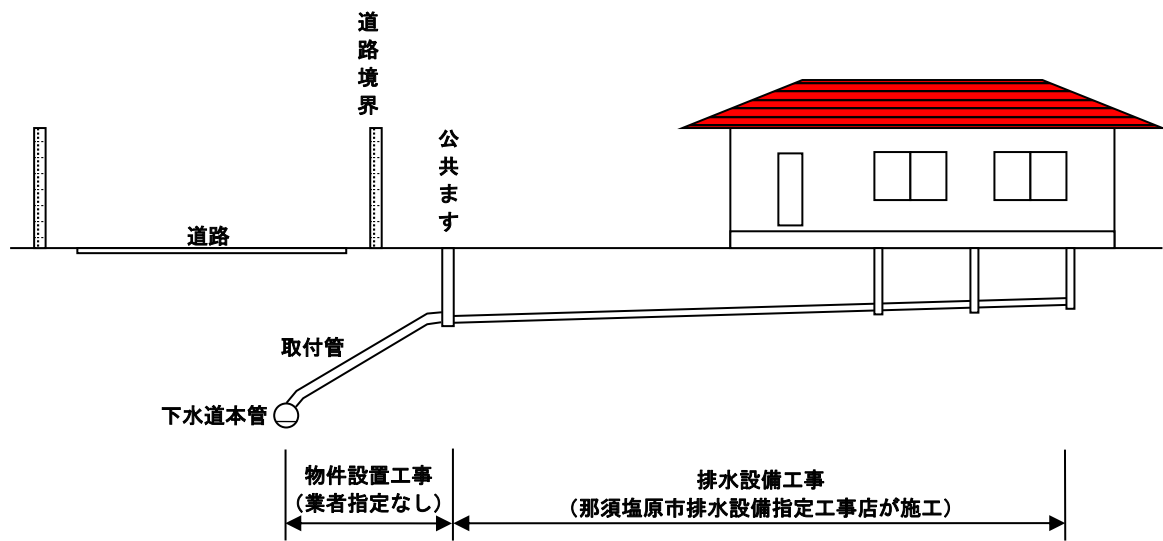
Mail [seibi@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:seibi@city.nasushiobara.lg.jp)

めぐる水 未来へつなぐ 快適な暮らし

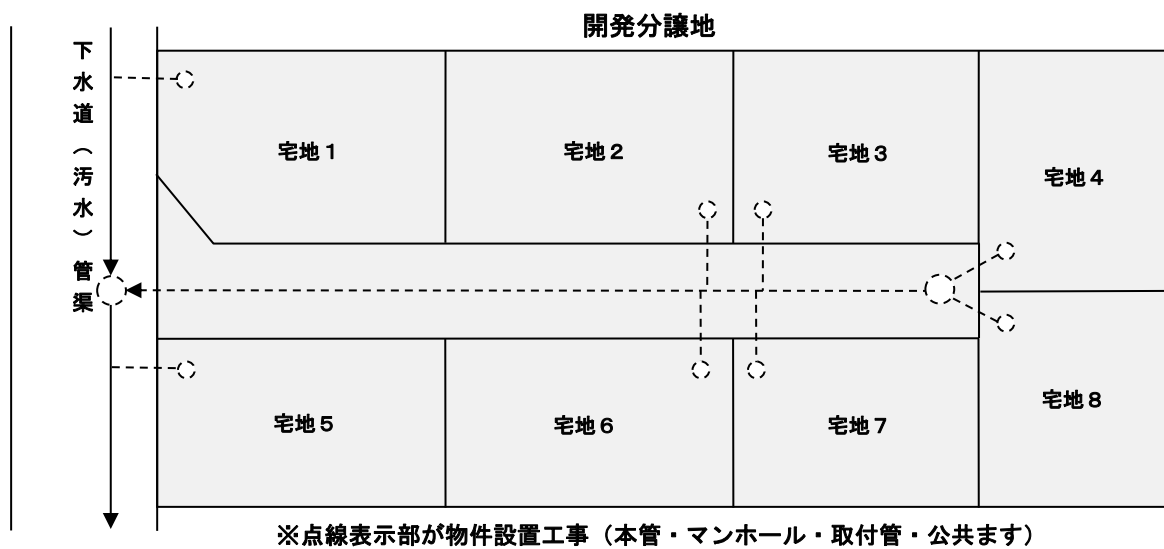


### 【3】申請が必要な事例集

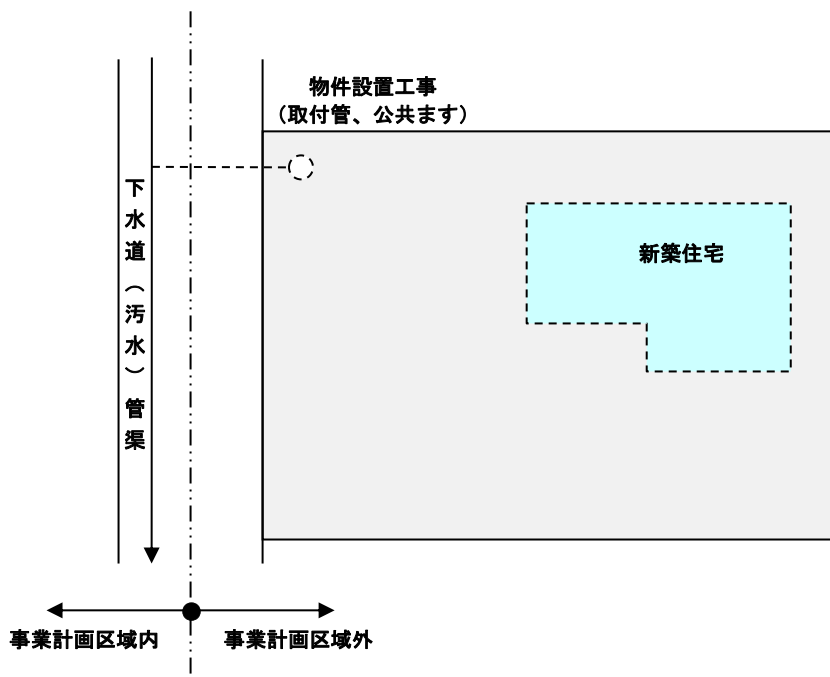
#### ○物件設置工事と排水設備工事の区分



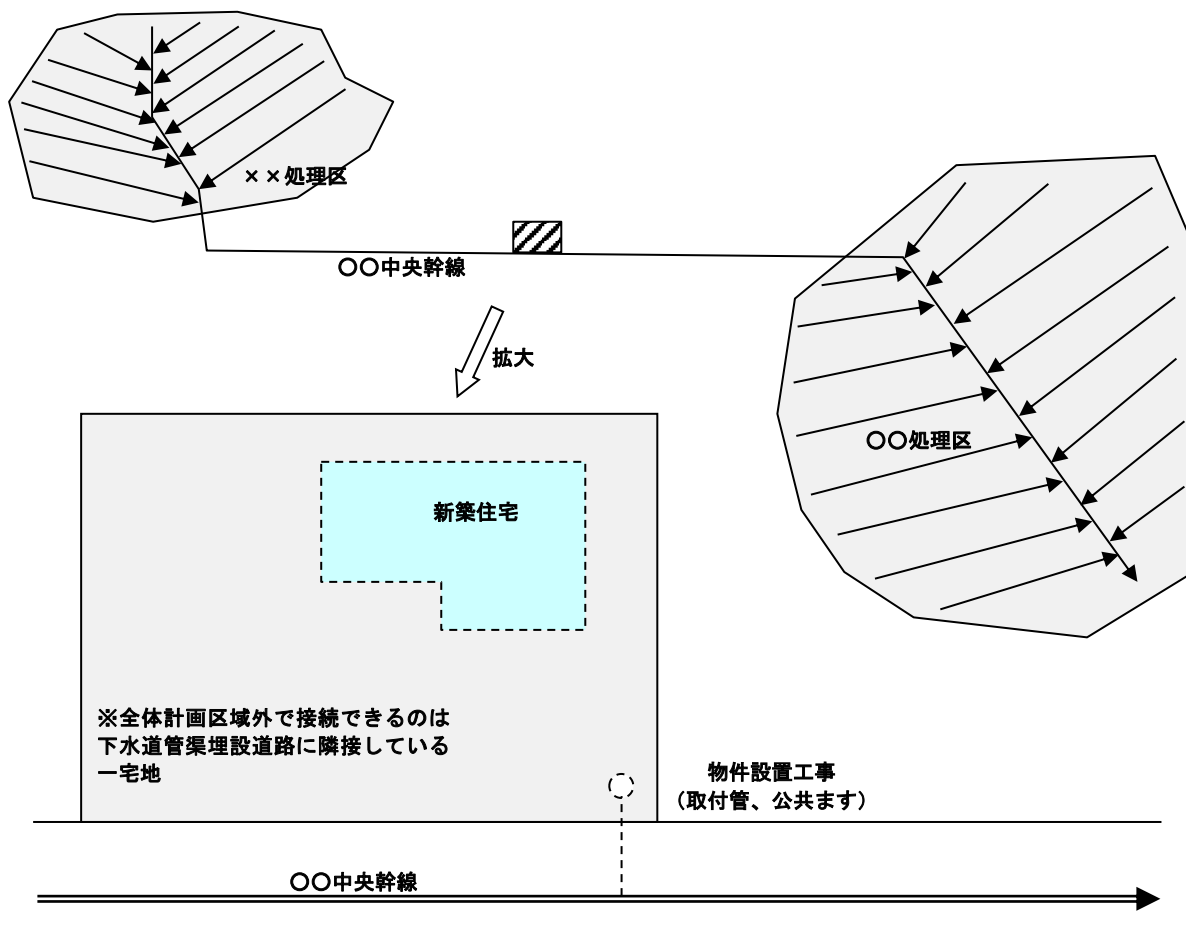
#### 〔物件設置例1〕事業計画区域内または全体計画区域内で分譲開発する場合



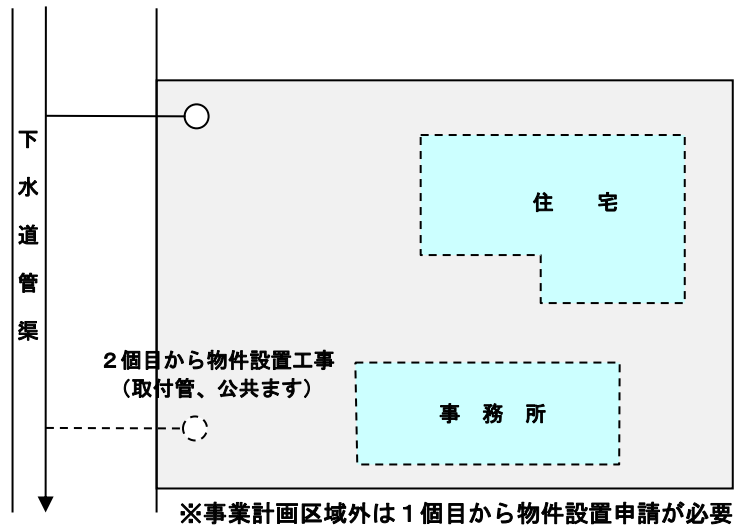
〔物件設置例 2〕 事業計画区域外で下水道管渠埋設道路に隣接している土地に公共ますを設置する場合



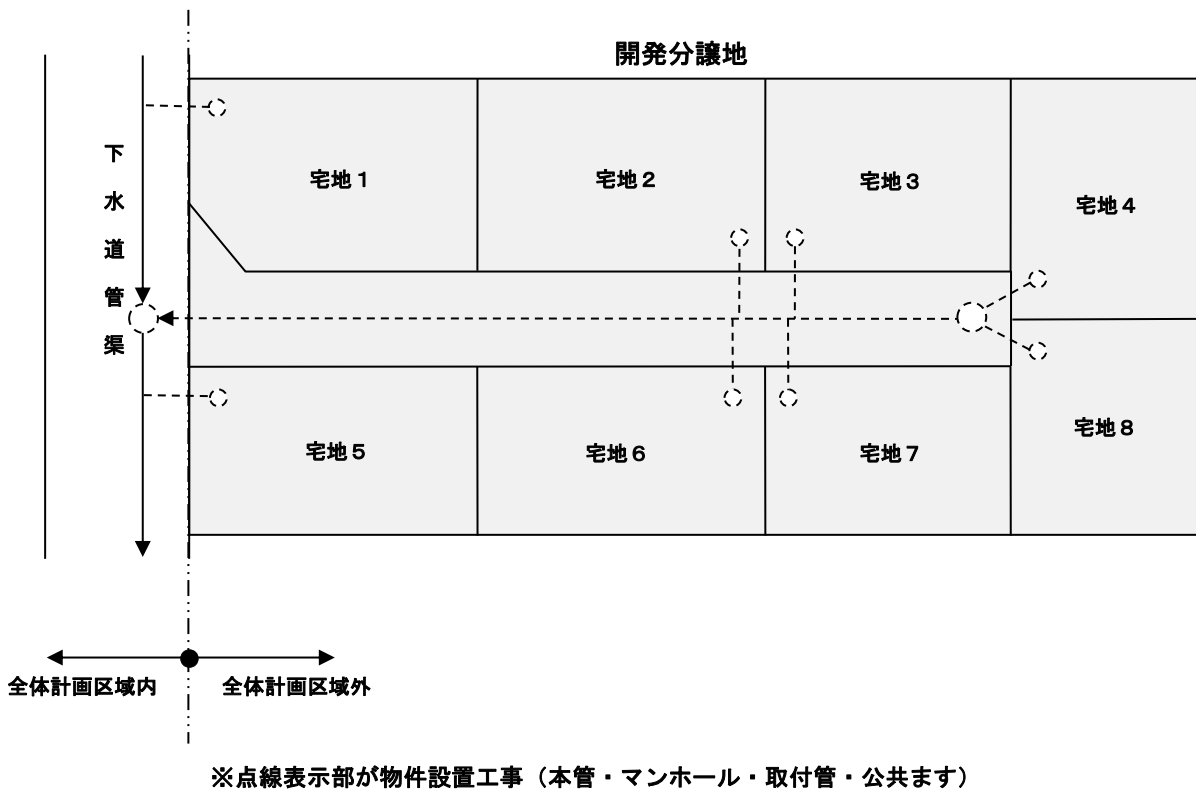
〔物件設置例 3〕 全体計画区域外で下水道管渠埋設道路に隣接している土地に公共ますを設置する場合



〔物件設置例4〕同一敷地に複数の公共ますを設置する場合



〔物件設置例5〕全体計画区域外で分譲開発する場合



- ※地域により接続できない場合がありますので事前に相談してください。
- ※ポンプ等の機械を使用せずに公共下水道に流せる構造としてください。
- ※排水量及び下水道施設が公共下水道の計画に支障を来さないものとしてください。

## 【4】施工写真撮影要領

	工 種	項 目	撮影内容	撮影箇所	留意事項
一 般	現場状況	着手前	全景または部分	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	同一方向から撮影すること
		完成後	全景または部分 仮復旧、本復旧		
管渠工（開削）	土 工	掘削	掘削状況（幅、深さ）	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	埋戻し厚は各層20cm以内とすること  （※県占用は15cm以内）
		埋戻し  構造物下	各層ごとの埋戻し状況、転圧状況  埋戻し、転圧状況等		
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	管まわりの突き固め
	布設工	布設 状況	布設状況 布設後	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	同一方向から撮影すること
マンホール設置工	土 工	掘削	掘削状況（幅、深さ）	箇所ごと	埋戻し厚は各層20cm以内とすること  （※県占用は15cm以内）
		埋戻し	各層ごとの埋戻し状況、転圧状況		
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	箇所ごと	
	据付工	据付 状況	据付状況 据付後	箇所ごと	鉄蓋設置状況

汚水ます及び取付管工	土工	掘削	掘削状況（幅、深さ） 人力掘削部状況	箇所ごと	埋戻し厚は各層20cm以内とすること （※県占用は15cm以内）
		埋戻	各層ごとの埋戻し状況、転圧状況 川砂水締状況	構造物下の埋戻し、転圧状況等は全箇所	
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	箇所ごと	
据付工	据付	状況	本管削孔状況 据付状況 据付後 汚水ます深さ	箇所ごと	防護蓋がある場合は据付後
		状況			
仮設工	土留工	設置 撤去	設置状況 撤去状況	適宜	
	保安状況	状況	看板設置状況 交通誘導員配置状況	適宜	
路盤工	路盤工	施工 管理	施工状況 各層転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	施工厚は各層15cm以内とすること
舗装復旧工	仮復旧工	施工 管理	施工状況 乳剤散布状況 同 完了状況 転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	施工厚は歩道が3cm、車道が5cmとする
	本復旧工	施工 管理	施工状況 乳剤散布状況 同 完了状況 転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	道路占用条件を遵守した写真管理 県道歩道部は5cmとなる場合があるため注意